

令和2年度つやま企業サポート事業補助金(新型コロナウイルス関連特例措置)

お問い合わせ
お申し込み

つやま産業支援センター
TEL: 24-0740

このサポート補助金は「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有するもの」が対象になります。

	補助金名	概要	補助対象経費	補助率	通常上限額	特例補助率	特例上限額	
①	専門家派遣サポート補助金	岡山県産業振興財団、中小企業基盤整備機構等が実施する専門家派遣事業、及び経営改善計画/再生計画策定に要する費用	専門家派遣費用、認定支援機関による支援費用の自己負担額	1/2以内	10万円 (経営改善計画等策定: 20万円) (同一年度内)	3/4以内	15万円 (経営改善計画等策定: 30万円) (同一年度内)	
②	長期研修会参加サポート補助金	岡山県産業振興財団、中小企業基盤整備機構等が実施する研修会参加に要する費用	研修(2日間以上)に係る経費、宿泊費用(当該研修施設の宿泊施設への宿泊に限る)	1/2以内	10万円 (同一年度内)	3/4以内	15万円 (同一年度内)	
③	販路開拓サポート補助金	展示会等出展補助	県外で開催される見本市、展示会、博覧会、インターネット商談会への出展に要する費用	小間料、出展料、データ登録料、小間装飾費用、運搬費、資料作成費、展示物製作費、旅費	1/2以内	国内: 25万円 国外: 50万円	3/4以内	国内: 30万円 国外: 60万円
		マーケティング等補助	マーケティングリサーチ費用	地域外や海外におけるテストマーケティング費、マーケットリサーチ費、自社製品、サービスの販売を目的としたクラウドファンディングの活用費用	2/3以内	30万円	3/4以内	50万円
		外国語HP等作成補助	日本語以外の言語を主に使用したインターネットのホームページ作成費用、商品カタログ作成費	ホームページ作成委託費、商品カタログ作成費	2/3以内	40万円	3/4以内	50万円
		日本語HP等作成補助	日本語のホームページ作成費用	ホームページ作成委託費(新規作成に限る)	1/2以内	【発注先】 市内企業: 10万円 市外企業: 5万円	3/4以内	【発注先】 市内企業: 15万円 市外企業: 10万円
		プロモーション補助	つやま産業支援センター補助金メニューを活用して開発した製品を販売開始するためのプロモーション費用	ホームページ作成委託費、商品カタログ作成費、商品ロゴ製作費、その他経費	1/2以内	40万円	3/4以内	50万円
		新設 ECサイト等作成補助	ECサイトの作成費用	ECサイト作成委託費用	3/4以内	40万円	3/4以内	50万円
		新設 販売力強化事業補助	新型コロナ禍におけるECサイトでの販売促進対策費用	商品割引額及び送料(販売期間R2.6.1~8.31)	-	-	-	20万円
④	設備導入サポート補助金	岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度を利用して設備導入する事業者への補助	設備貸与制度のうち「割賦販売」で支払う保証金(設備代金の10%)	(1)ロボット導入等 2/3以内 (2)上記以外は1/2以内	150万円	3/4以内	200万円	

	補助金名	概要	補助対象経費	補助率	通常上限額		特例補助率	特例上限額
⑤	プロフェッショナル人材等採用サポート補助金	プロフェッショナル人材、エキスパート人材を採用した事業者への補助	採用者の給料、諸手当のうち事業主負担額の2か月分	2/3以内	40万円		3/4以内	50万円
⑥	付加価値化・事業転換サポート補助金	中小企業者等が、主に地域外に販売する新規性、独自性を有し付加価値のある新商品開発若しくは下請からの事業転換を図るための新商品開発の費用	旅費、原材料費、機械装置費、工具・器具費、先行技術調査費、委託料、技術指導受入費、外注費、人件費（ITのみ）、その他経費	2/3以内	40万円 (革新性ある事業：80万円)		3/4以内	50万円 (革新性ある事業：100万円)
⑦	知的財産権取得サポート補助金	特許権・実用新案権・意匠権の取得に係る費用	出願料、出願請求料、技術評価請求料、弁理士等報酬	1/2以内	特許権：20万円 特許権以外：10万円		3/4以内	特許権：30万円 特許権以外：20万円
⑧	新製品・新技術開発サポート補助金 ※申請期限 令和2年5月末	革新的な新製品、新技術、自動化技術、付加価値製品などの開発費用（特に自社技術を用いた新事業展開、地域資源を用いた付加価値製品の開発、地域内企業の連携による革新的技術の開発等を優先）	旅費、原材料費、機械装置費、工具・器具費、先行技術調査費、共同研究費、技術指導受入費、外注費、人件費（設計・ITのみ）、その他経費	2/3以内	150万円		3/4以内	200万円
⑨	サテライトオフィス設置・創業等サポート補助金	市外の中小事業者、U I J ターン創業希望者、市内の創業希望者（第2創業含む）が、3年以上の事業計画を有し、市内の空き店舗等を利用して新たに事務所を開設する際に係る費用 【対象事業】 新規性・独創性・優位性のある事業（地域ニーズに即したものは加点） サテライトオフィスについては上記に加えソフト系事業（IT、設計、デザイン等）かつ1名以上の雇用が条件	事務機等導入費用 改修費	1/2以内		正社員（事業主含む）3人以上 個人、社員2人以内	3/4以内	変更なし
				事務機等	50万円	30万円		
				改修費	300万円	150万円		

なお申請について①②は上限金額まで件数制限なし、他は年度あたり1件／事業者
MADE IN TSUYAMAの商品についてはマーケティング等補助 2回/年

【特例措置適用対象】

①令和2年2月以降の売上高が前年又は前々年の同月期と比較して15%以上減少した方

②創業1年未満の場合、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して15%以上減少した方

a 最近1カ月を含む過去3カ月の平均売上高。 b 令和元年12月の売上高。 c 令和元年10月から12月までの売上高の平均額。